

公 安 委 員 会 報 告 資 料	令和7年度における監察実施計画について	令和7年3月26日 監 察 課
1 実施する監察の種類 (1) 服務監察（服務の実態を把握するための監察） (2) 業務監察（業務運営の実態を把握するための監察） 2 監察の対象所属 (1) 服務監察のみ実施 本部（監察課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く）25所属 (2) 服務監察及び業務監察を実施 本部3所属（交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊）及び27警察署 3 監察の実施時期 令和7年5月から令和7年11月までの間 4 令和7年度に行う監察の着眼点等 (1) 通達改正に伴う新たな監察実施項目 (2) 重点項目 一連の非違事案の発生を受けて策定された再発防止対策の推進状況 (3) 会計課関係の業務監察の見直し 5 監察の要領 (1) 服務監察 令和6年8月に取りまとめられた再発防止対策の取組状況等を応問等で把握したうえで、非違事案の再発防止に努める。 (2) 業務監察 各所属で業務自主点検を実施し、各業務主管課は業務自主点検の結果に基づいて各所属の業務推進状況等を検証して実態把握を行い、不適切な取扱いが確認された場合には業務改善措置を執らせて業務上の非違事案の未然防止を図る。		